コンピュータウイルスを作成すると・・・

ー身代金ウイルス作成で中学3年生が逮捕ー

「身代金ウイルス 中3逮捕 -神奈川県警 作成容疑、全国初-

パソコンのデータをロックし復旧のために金銭を要求するウイルス「ランサム(身代金)」ウエア」を作成したとして、神奈川県警は5日、<mark>不正指令電磁的記録作成</mark>などの疑いで、大阪府高槻市の中学3年の男子生徒(14)を逮捕した。県警によると、ランサムウエア作成容疑の立件は全国初。」

(引用:平成29年6月6日付福井新聞から)

今回逮捕された 14 歳の中学生は、インターネット上の複数のフリーソフトを組み合わせ、約3日でコンピュータウイルス(身代金ウエア)を作成したそうです。もしコンピュータウイルスを作成したり、保管したりすると、どのような罪に問われるのでしょうか。



「不正指令電磁的記録に関する罪」

(刑法第 168 条の2、第 168 条の3)

…平成 23 年に「不正指令電磁的記録に関する罪」、いわゆる「コンピュータウイルス作成 罪」が定められました。この法律では、以下のように定められています。



- 1、正当な理由がないのに、ウイルスを「作成」または「提供」 した場合
 - ⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 2、正当な理由がないのに、ウイルスを「取得」または「保管」 した場合
 - ⇒ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

インターネット上のソフトを利用すれば、14歳の中学生でもコンピュータウイルスを作成できる時代です。インターネットの正しい利用方法、関わり方をもう一度しっかり考えてみましょう。